

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

頭川証券株式会社（以下当社といいます。）は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や口座にお預けいただく場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、その内容をご確認いただくため、当社から取引報告書がお客様に交付されます。

当社の概要

商号等	頭川証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第8号
本店所在地	〒933-0928 富山県高岡市守山町5-1		
加入協会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
資本金	1億7千5百万5百円（2023年9月30日現在）		
主な事業	金融商品取引業		
設立年月	1944年7月		
連絡先	当社管理部又はお取引のある営業店にご連絡ください。		

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

連絡窓口：管理部

住所：〒933-0928 富山県高岡市守山町5-1

電話番号：0766-22-1938

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

手数料に関する書面（目論見書補完書面）

ファンドの名称：アジア好利回りリート・ファンド
 運用・設定：三井住友DSアセットマネジメント株式会社
 当社購入単位：1万口以上1万口単位

手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

【購入時】	手数料率 (消費税込)	手数料率 (消費税抜)
購入時手数料：1,000万口未満	3.30%	3.0%
1,000万口以上	2.20%	2.0%

弊社における購入時手数料は、買付金額（申込口数×申込受付日の翌営業日の基準価額）に、手数料率（上記参照）を乗じて次のように計算します。

$$\text{購入時手数料} = \text{申込口数} \times \text{基準価額} \times \text{手数料率}$$

たとえば、1万口当たりの基準価額が10,000円のとときに100万口を購入される場合は、
 購入時手数料 = 100万口 × (10,000 ÷ 10,000) × 3.30% (税抜 3.0%) = 33,000円となり、
 合計 1,033,000円をお支払いいただくこととなります。

【換金（解約）時】

換金（解約）手数料：ありません

信託財産留保額：換金(解約)申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じた額

【信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用】

信託報酬：純資産総額に対して年率1.833%（税抜1.73%）程度の率を乗じた額

その他費用：ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらに係る消費税等相当額を含む。）が投資信託財産から支払われます。

※その他費用に関しては、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照下さい。

詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

以上